				告書並びにその事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（当該許可割賦販売業者又は当該法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者と密接な関係を有する者として経済産業大臣が定める者がある場合にあつては、当該者の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を含む。）又はこれらに代わる書面	
二～四	［略］				
五	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	事業報告書	毎事業年度終了後遅滞なく	四月から九月まで及び十月から三月までの期間における予約前受金の状況及び前払式割賦販売又は前払式特定取引の契約の件数についての様式第二十九による報告書	毎年、各期間における最後の月の末日から起算して五十日以内
			主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長		
六	［略］				

				告書又は様式第二により作成した財産に関する調書並びにその事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又はこれらに代わる書面	
二～四	［略］				
		［新設］	［新設］	四月から九月まで及び十月から三月までの期間における予約前受金の状況及び前払式割賦販売又は前払式特定取引の契約の件数についての様式第二十九による報告書	毎年、各期間における最後の月の末日から起算して五十日以内
			［新設］		
五	［略］				